

高森台中学校いじめ防止基本方針

いじめの定義

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第2条）

1 いじめの防止についての基本的な考え方

いじめは、相手の人間性とその尊厳を踏みにじる「人権侵害行為」であり、また、どの生徒も対象生徒にも関係生徒にもなりうる。これらの基本的な考えを基に、教職員が日頃からささいな兆候を見逃さないように努めるとともに、学校全体で組織的に対応していく。

何より学校は、生徒が教職員や周囲の友人との信頼関係の中で、安心・安全に生活できる場であってはいない。生徒一人一人が「大切にされている」という実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる学校づくりに取り組んでいく。そうした中で、生徒が「自己肯定感」や「自己有用感」を育み、安心して学校生活を送ることができる場を自ら構築できるような学校づくりを進める。

2 いじめ防止対策組織

「いじめ・不登校対策委員会」を設置し、いじめのささいな兆候や懸念、生徒からの訴えを、特定の教職員が抱え込むことのないよう、組織として対応する。

校長、教頭、教務主任、校務主任、学年主任、生徒指導主事、保健主事、養護教諭で構成し、必要に応じて、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等を加える。

（１）「いじめ防止対策組織」の役割

ア 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施と進捗状況の確認

- ・ 学校評価アンケートで学校におけるいじめ防止対策の検証を行い、改善策を検討していく。

イ 教職員への共通理解と意識啓発

- ・ 年度初めの職員会議で「学校いじめ防止基本方針」の周知を図り、教職員の共通理解を図る。
- ・ 校内研修等でいじめの定義について共通理解をし、どんなささいないじめも初期段階から見過ごさない姿勢を共有する。
- ・ いじめアンケートや教育相談の結果の集約、分析、対策の検討を行い、実効性のあるいじめ防止対策に努めるとともに、日頃から教職員間での情報共有を徹底する。

ウ 生徒や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発

- ・ 生徒へは学級活動等の教育活動全体を通して継続的に指導を行う。保護者・地域に対してはHome&School やホームページ等を通して、随時いじめ防止の取組状況や学校評価結果等を発信する。

エ いじめに対する措置（いじめ事案への対応）

- ・ いじめがあった場合、あるいはいじめの疑いがあるとの情報があった場合は、正確な事実の把握に努め、問題の解消にむけた指導・支援体制を組織する。
- ・ 事案への対応については、適切なメンバー構成を検討し、迅速かつ効果的に対応する。また、必要に応じて、弁護士等の外部の専門家、警察署・児童相談所等の関係機関と連携して対応する。

- ・ 問題が解消したと判断した場合も、その後の生徒の様子を見守り、継続的な指導・支援を行う。

3 いじめの防止等に関する具体的な取組

(1) いじめの未然防止の取組

- ア 生徒同士の関わりを大切に、互いに認め合い、共に成長していく学級づくりを進める。
- イ 生徒の活動や努力を認め、自己肯定感を育む授業づくりに努める。
- ウ 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実を図り、命の大切さ、相手思いやる心の醸成を図る。
- エ 情報モラル教育を推進し、生徒がネットの正しい利用とマナーについての理解を深め、ネットいじめの対象生徒、関係生徒とならないよう継続的に指導する。

(2) いじめの早期発見の取組

- ア いじめアンケートや教育相談を年3回定期的に実施する。また、無記名でも回答できるフォーム「心のSOS」も活用し、生徒の小さなサインを見逃さないように努める。
- イ 教師と生徒との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。
- ウ いじめ相談電話、「匿名いじめ連絡サイト スクールサイン」等、外部の相談機関を紹介し、生徒が相談しやすい環境を整える。

(3) いじめに対する措置

- ア いじめの発見・通報を受けたら「いじめ・不登校対策委員会」を中心に組織的に対応し、いじめの事実関係を明らかにして事実解明に注力する。
- イ 対象生徒を守り通すという姿勢で対応する。
- ウ 関係生徒には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。
- エ 教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家や、警察署・児童相談所等の関係機関との連携のもとで取り組む。
- オ いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。
- カ 犯罪行為（ネットでの誹謗中傷・高額の金銭搾取等）となるいじめには、警察や法務局等に相談し、連携する。

4 重大事態への対応

- (1) 重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告をし、「重大事態対応フロー図」に基づいて対応する。
- (2) 学校が事実に関する調査を実施する場合は、「いじめ・不登校対策委員会」を開催し、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。
- (3) 調査結果については、対象生徒・関係生徒・保護者に対して適切に情報を提供する。

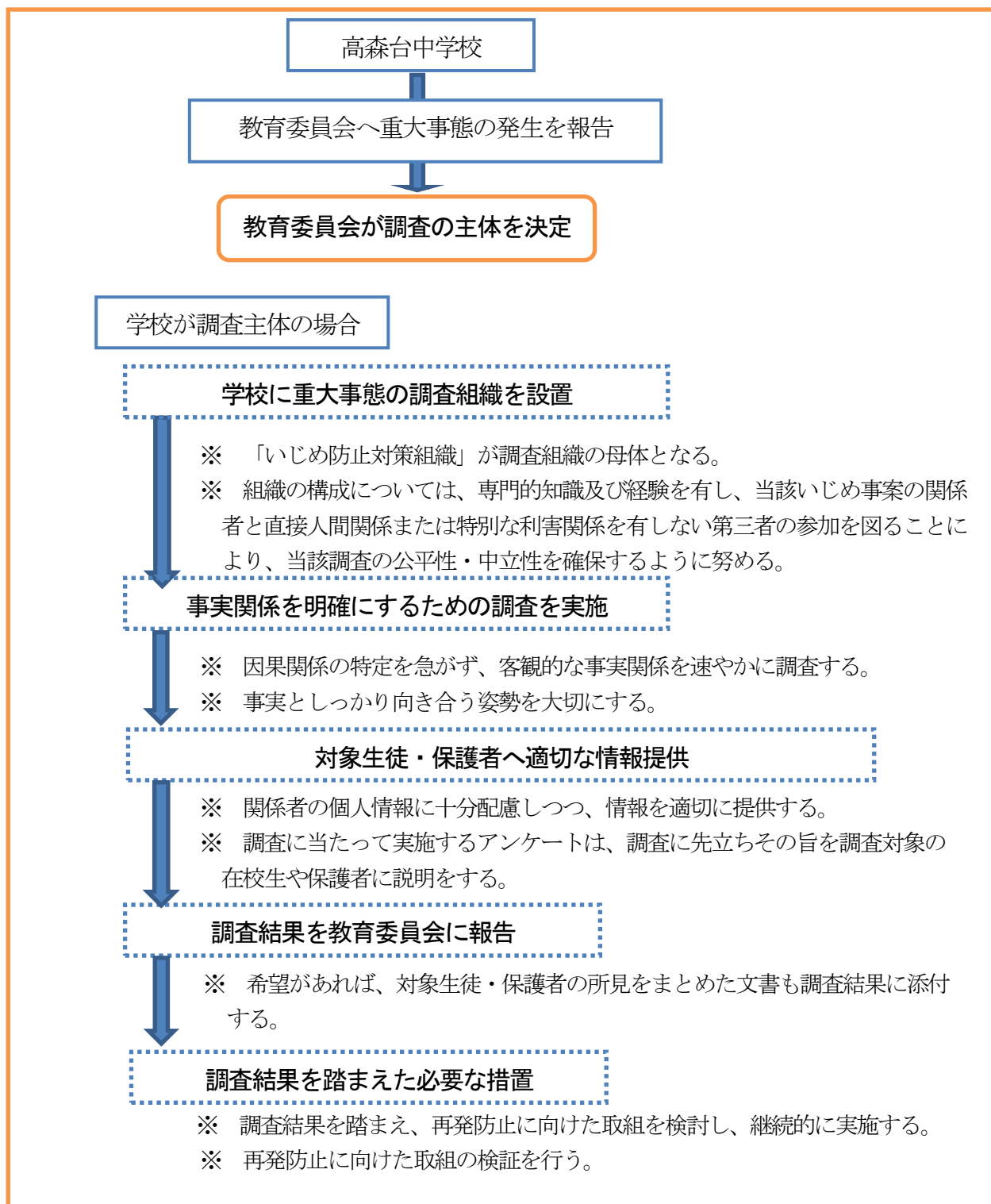
5 学校の取組に対する検証・見直し

- (1) 学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取組については、随時見直し、実効性のある取組となるよう、努める。
- (2) いじめに関する項目を盛り込んだ教職員による取組評価及び保護者への学校評価アンケートを実施し、いじめ・不登校対策委員会ではいじめに関する取組の検証を行う。

6 その他

- (1) いじめ防止に関する校内研修を年1回以上計画し、生徒理解やいじめ対応に関する教職員の資質向上に努める。
- (2) 「学校いじめ基本方針」は保護者へ配布するとともに、ホームページに掲載する。
- (3) 長期休業中の事前・事後指導を行い、休業中のいじめ防止に取り組む。

【重大事態の対応フロー図】（文部科学省 R6.8 改訂に基づく）



＜取組の年間計画＞

	「いじめ・不登校対策委員会」	未然防止の取組	早期発見の取組	保護者・地域との連携
4月	○「学校いじめ基本方針」の内容の確認	○生徒、保護者へ SC・SSW について周知 ○学級開き、学年開き ○保健指導（心と体の成長）	○生徒、保護者へのいじめ相談窓口周知 ○発育測定	○PTA総会、学年懇談会での「学校いじめ基本方針」の説明
5月	○現職研修①「生徒理解と学級づくり」		○「教育相談アンケート（いじめアンケート）」 ○教育相談週間	○部活動懇談（紙面開催）・参観
6月				○生徒指導連絡協議会総会 ○学校評議員への授業公開
7月	○全教職員による「取組評価アンケート」の実施→検証	○長期休業事前指導		○個人懇談会
8月	○中間評価→検証			
9月		○長期休業事後指導		
10月		○学校保健委員会 ○スポーツフェスティバル ○文化祭	○「教育相談アンケート（いじめアンケート）」 ○教育相談週間	
11月				○授業公開・保護者への教育活動説明会 ○学校評議員会 ○地域講演会（生指連）
12月		○人権週間（講話） ○赤い羽根募金活動		○個人懇談会 ○保護者への学校評価アンケート
1月	○全教職員による「取組評価アンケート」の実施→検証		○「教育相談アンケート（いじめアンケート）」	
2月	○自己評価	○保健指導（いのちの学習）	○教育相談週間	○学校関係者評価委員会で「自己評価」の評価を行う。 ○学校評議員会
3月	○学校関係者評価の結果を検証し、「基本方針」の見直し	○卒業生を送る会		○授業公開・学年懇談会
通年	○校内のいじめに関する情報の収集・共有、対応策の検討 ※毎週の運営委員会	○集会における校長講話 ○道徳教育の充実 ○情報モラル指導（「情報の時間」他） ○分かる授業の充実	○健康観察の実施 ○SC・SSWによる相談 ○高森ライフ	○登校指導

※いじめが発生した場合の対応については、関係する職員で共通理解を図りながら、対応していく。